

## 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業からの 物品等調達に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う物品等の調達において、多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業等からの物品等の調達を積極的に行うことにより、企業等における魅力ある職場環境づくり及び女性活躍の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者（以下、「調達事業者」という。）

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、第4条第1項の規定による登録を受けた者をいう。

ア 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱第5条第1項に基づき県に認定された新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド認定）であること。

イ 新潟県物品入札参加資格者名簿若しくは新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登載されていること又はそれと同等の資格を有すると認められること。

ウ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であって、県内に事務所又は事業所を有する者であること。

(2) 物品等の調達

製造の請負、財産の買入れ及び役務の提供の調達をいう。

(3) 契約担当者

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第35条第1項に規定する者（新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第1項第4号及び新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第2条第1項第7号に規定する予算執行職員を含む。）をいう。

### (登録の申請)

第3条 調達事業者の登録を受けようとする者は、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者登録申請書」（様式1）に必要書類を添え、知事に提出するものとする。

2 新潟県物品等入札参加資格審査及び新潟県庁舎等管理業務入札資格審

査の対象となっていない物品や役務の提供を行おうとする者は、第1項の規定する書類に加え、次の書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1)「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業営業概要」(様式2)
- (2)「暴力団等の排除に関する誓約書」(様式2別紙)
- (3)申請者の事業概要
- (4)提供を行おうとする物品又は役務の概要
- (5)登記事項証明書又は本籍地の市町村長が発行した身分証明書
- (6)新潟県の県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (7)財務諸表(申請日直近の事業年度に係るもの)
- (8)様式2「3 営業許認可等」に記載の営業許可等の証明書の写し

(登録等)

第4条 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適当と認められる場合は、調達事業者として登録するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果を申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 最初の登録の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、以後は3年間とする。ただし、登録日が有効期間の途中の場合は、登録日から有効期間の末日までとする。

(変更の届出)

第6条 登録を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者登録変更届」(様式3)を知事に提出しなければならない。

- (1) 調達事業者の名称
- (2) 調達事業者の所在地

(辞退の届出)

第7条 登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、速やかに「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者登録辞退届」(様式4)を知事に提出しなければならない。

- (1) 廃業した場合
- (2) 合併その他の事由により消滅、又は解散した場合
- (3) 登録を取りやめる場合

(登録の取消)

第8条 知事は、調達事業者の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1号ア、イ又はウの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(名簿の公表)

第9条 知事は、登録した調達事業者名等を記載した「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者名簿」を作成し、公表するものとする。

(物品等の調達)

第10条 契約担当者は、物品等の調達にあたり、契約の予定価格が新潟県財務規則第72条、新潟県病院局財務規則第215条及び新潟県企業局財務規程第165条に定める額を超えない額で随意契約を締結しようとするときは、調達事業者を契約の相手方とするよう努めるものとする。ただし、調達の対象となる物品等は、1つの調達事業者につき最大5品目までとする。

- 2 契約担当者は、物品等の調達において、物品の購入又は物品の製造の請負の契約に係る指名競争入札を実施する場合にあっては、指名業者に調達事業者（入札参加資格者名簿に登載されている者に限る。）を追加選定するよう努めるものとする。

(調達に関する公表)

第11条 知事は、物品等の調達後においては、契約の締結状況を公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。